

# 国債資金同時受渡（香港）関係事務についての 日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、国債資金同時受渡（香港）関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）の利用に関する基本的な事項を定める。

（定義）

第2条 この規則において、日本銀行国債振替決済業務規程（以下「振決規程」という。）の用語と同一の用語は、振決規程と同一の意味をもつものとする。

2. この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）国債資金同時受渡（香港）

日本銀行が、香港インターバンク・クリアリング（以下「HKICL」という。）により国債（振決国債をいう。以下同じ。）の取引にかかる資金（香港ドルをいう。以下同じ。）の引落および入金が行われることを条件として、当該国債の振替にかかる参加者口座における減額および増額の記載または記録を行うことをいう。

（2）決済指示（資金）（香港）

資金払込先が、HKICLに対し、国債資金同時受渡（香港）にかかる資金の引落および入金を依頼することをいう。

（3）決済指示（資金）（香港）検証依頼

日本銀行が、払出先参加者に対し、国債資金同時受渡（香港）に関する検証依頼事項（第4条第1項に規定する検証依頼事項をいう。）を通知することをいう。

（4）国債資金同時受渡（香港）依頼

約定金融機関等が、日本銀行に対し、国債資金同時受渡（香港）にかかる国債の振替に関する事項を示すことをいう。

（5）決済指示（国債）（香港）

払出先参加者が、日本銀行に対し、国債資金同時受渡（香港）にかかる国債の振替の申請または振替にかかる通知を行うことをいう。

（6）国債の取分け

国債資金同時受渡（香港）依頼の対象である国債について、振替、元利分

離および元利統合が行われ得ない状態とすることをいう。

(7) 払出先参加者

国債資金同時受渡（香港）にかかる国債の振替により、その参加者口座において減額の記載または記録が行われる参加者をいう。

(8) 受入先参加者

国債資金同時受渡（香港）にかかる国債の振替により、その参加者口座において増額の記載または記録が行われる参加者をいう。

(9) 資金払込先

国債資金同時受渡（香港）にかかる資金の引落が行われる先をいう。

(10) 約定金融機関等

日本銀行との間で国債資金同時受渡（香港）に関する約定を結んだ者を行い、国債関係事務についての日銀ネットの利用を認められた参加者に限る。

(日銀ネットの利用)

第3条 約定金融機関等は、国債資金同時受渡（香港）関係事務を行う場合には、日銀ネットを利用してこれを行うものとする。

2. 約定金融機関等が国債資金同時受渡（香港）関係事務についての日銀ネットの利用を行う営業所等は、当該約定金融機関等が国債振替決済関係事務についての日銀ネットの利用を認められた営業所等とする。

(決済指示（資金）（香港）検証依頼)

第4条 日本銀行は、HK I C Lから国債資金同時受渡（香港）に関する検証依頼事項（資金払込先が行った決済指示（資金）（香港）に基づくものとして、払出先参加者に検証を依頼する事項をいう。）の通知を受けた場合には、当該国債資金同時受渡（香港）にかかる払出先参加者である約定金融機関等に対し、決済指示（資金）（香港）検証依頼の電文を送信する。

2. 前項の国債資金同時受渡（香港）にかかる払出先参加者である約定金融機関等は、同項の決済指示（資金）（香港）検証依頼の電文の内容が、予定している国債資金同時受渡（香港）の内容と一致することを確認する。

3. 第1項の国債資金同時受渡（香港）にかかる払出先参加者である約定金融機関等は、同項の決済指示（資金）（香港）検証依頼を、次条第1項の国債資金同時受渡（香港）依頼の電文が送信されるまでの間、日本銀行が別に定めるところにより取消することができる。

4. 日本銀行は、次の各号の一に該当する場合には、決済指示（資金）（香港）検証依頼を取消することができる。

(1) 第1項の決済指示（資金）（香港）検証依頼の電文が送信された日に、当該決済指示（資金）（香港）検証依頼にかかる国債資金同時受渡（香港）が実行されなかった場合

(2) その他日本銀行が別に定める場合

(国債資金同時受渡（香港）依頼)

第5条 前条第1項の国債資金同時受渡（香港）にかかる払出先参加者または受入先参加者である約定金融機関等は、当該国債資金同時受渡（香港）にかかる国債資金同時受渡（香港）依頼の電文を日本銀行が別に定めるところにより送信することができる。

2. 前項の国債資金同時受渡（香港）依頼にかかる払出先参加者または受入先参加者である約定金融機関等は、当該国債資金同時受渡（香港）依頼（自己以外の者が送信したものを含む。）を、次条第1項の決済指示（国債）（香港）の電文が送信されるまでの間、日本銀行が別に定めるところにより取消することができる。

3. 日本銀行は、次の各号の一に該当する場合には、国債資金同時受渡（香港）依頼を取消することができる。

(1) 第1項の国債資金同時受渡（香港）依頼の電文が送信された日に、当該国債資金同時受渡（香港）依頼にかかる国債資金同時受渡（香港）が実行されなかった場合

(2) その他日本銀行が別に定める場合

(決済指示（国債）（香港）)

第6条 前条第1項の国債資金同時受渡（香港）依頼にかかる払出先参加者である約定金融機関等は、当該国債資金同時受渡（香港）依頼についての決済指示（国債）（香港）の電文を日本銀行が別に定めるところにより送信することができる。

この場合において、当該決済指示（国債）（香港）の電文の送信は、当該国債資金同時受渡（香港）依頼の電文の送信（払出先参加者である約定金融機関等が当該送信を行う場合に限る。）と同時にすることができる。

2. 日本銀行は、次の各号の一に該当する場合には、決済指示（国債）（香港）を取消することができる。

(1) 前項の決済指示（国債）（香港）の電文を受信した時点で払出先参加者の国債の残高が不足している場合

(2) 前項の決済指示（国債）（香港）の電文が送信された日に、当該決済指示（国債）（香港）にかかる国債資金同時受渡（香港）が実行されなかった場合

(3) その他日本銀行が別に定める場合

(国債の取分け)

第7条 日本銀行は、前条第1項の決済指示（国債）（香港）の電文を受信した場合（同条第2項第1号の規定により当該決済指示（国債）（香港）を取

消した場合を除く。)には、当該決済指示(国債)(香港)にかかる国債の取分けを行う。

2. 日本銀行は、前条第2項第2号または第3号の規定により決済指示(国債)(香港)を取消した場合には、国債の取分けを解除する。

(国債資金同時受渡(香港)の実行)

第8条 日本銀行は、HKICLから国債資金同時受渡(香港)にかかる資金の引落および入金を行った旨の通知を受けた場合には、前条第1項の国債の取分けを解除したうえ、当該国債資金同時受渡(香港)を実行する。

(日銀ネットによる通知)

第9条 日本銀行は、国債資金同時受渡(香港)関係事務に関する事項で日本銀行が別に定めるものについて、日銀ネットを利用して約定金融機関等に通知する。

(照会)

第10条 約定金融機関等は、国債資金同時受渡(香港)関係事務に関する事項で日本銀行が別に定めるものについて、日銀ネットを利用して照会することができる。

(日銀ネット利用手数料の支払義務)

第11条 約定金融機関等は、国債資金同時受渡(香港)関係事務についての日銀ネットの利用に関して日本銀行が別に定める手数料を、日本銀行が別に定める方法により支払うものとする。

(免責)

第12条 日本銀行が相当の注意をもってその受付けた書類の印影または署名を、国債関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則第3条の規定により約定金融機関等が届出た印鑑または署名鑑と相違ないものとして認めた場合には、その届出にかかる約定金融機関等が当該書類により届出または申出を行ったものとみなす。

2. 前項の場合において、日本銀行は、当該書類について偽造、変造その他の事故があったために生じた損害については、責任を負わない。
3. 日本銀行は、約定金融機関等がこの規則または次条の規定により日本銀行が指示した事項もしくは第14条の規定により日本銀行が定めた事項に違反したために生じた損害については、責任を負わない。
4. 日本銀行は、HKICLの事務処理に起因して生じた損害については、責任を負わない。また、日本銀行は、日本銀行が国債資金同時受渡(香港)関係事務の運営にあたり合理的な限度で行い得る、約定金融機関等から受領し

た情報のHKICLに対する開示により生じた損害については、責任を負わない。

(日銀ネット障害時等の取扱い)

第13条 日本銀行は、日銀ネットの障害等によりこの規則の規定による取扱いができないと認めた場合には、この規則の規定と異なる取扱いをし、または約定金融機関等にこの規則の規定と異なる取扱いを指示することができる。

(所要事項の決定等)

第14条 日本銀行は、国債資金同時受渡（香港）関係事務の適切な運営を確保するため、この規則に定めるもののほか、所要の事項を定め、または所要の措置を講ずることができる。

(解約等)

第15条 約定金融機関等または日本銀行は、2か月の予告期間をもって国債資金同時受渡（香港）に関する約定を解約することができる。当該解約のための意思表示は、書面により行うものとする。

2. 日本銀行は、次の各号の一に該当する場合には、直ちに当該約定金融機関等との国債資金同時受渡（香港）に関する約定の全部もしくは一部を解約し、または当該約定金融機関等による国債資金同時受渡（香港）関係事務についての日銀ネットの利用の全部もしくは一部を一定期間制限することができる。

(1) 約定金融機関等がこの規則に違反した場合

(2) 約定金融機関等が第13条の規定により日本銀行が指示した事項に違反した場合

(3) 約定金融機関等が前条の規定により日本銀行が定めた事項に違反した場合

(4) 約定金融機関等が日本銀行金融ネットワークシステム利用基本規則（以下「利用基本規則」という。）に違反した場合

(5) 約定金融機関等が利用基本規則第10条の規定により日本銀行が指示した事項に違反した場合

(6) 約定金融機関等が利用基本規則第11条の規定により日本銀行が定めた事項に違反した場合

(7) 約定金融機関等が振込規程第10条第3項各号に掲げるいずれかに該当する場合

(8) 国債資金同時受渡（香港）関係事務の運営にかかる日本銀行とHKICLとの間の約定を継続し難い事由があると日本銀行が認めた場合

(9) その他国債資金同時受渡（香港）関係事務の円滑な運営を阻害するおそ

れがあると日本銀行が認めた場合

(規則の改正)

第16条 日本銀行は、国債資金同時受渡（香港）関係事務の適切な運営を確保するため、必要があると認める場合には、この規則を改正することができる。

(準拠法および合意管轄)

第17条 この規則およびこの規則に基づく日本銀行と約定金融機関等との間の権利義務についての準拠法は日本法とする。

2. この規則およびこの規則に基づく権利義務について紛議を生じた場合の争訟については、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。ただし、日本銀行は、管轄が認められる日本国外の裁判所において約定金融機関等に対し訴訟を提起することを妨げられない。